

「フランスの事例 コアビタシオンの政治学」

吉田 徹（北海道大学）

フランスにおける「分割政府」の状況は、大統領と首相の党派が異なる「コ＝アビタシオン（保革共存）」において象徴される。これまで、コアビタシオンは、1986-88年、93-95年、97年-02年の三回に渡ってフランス政治で観察された（ ）。下院（国民議会）と上院（元老院）の多数派が異なるケースは散見されるものの（1981～86年および97～02年）、憲法上の規定から上院は有意な拒否権プレーヤーとしては必ずしもみなされていない。

「分割政府」とは「異なる政党が異なる政府部門を支配する」（B.Powell）と定義される。従って80年代から90年代にかけて、5回の政権交代のうち3回で生じたコアビタシオンを事例として取り上げるのは正当なことと考えられる。

第五共和制の統治様式では、コアビタシオンは飽くまでも「例外」として想定され、2000年には大統領と下院の任期を同調させる憲法改正によって、コアビタシオンの生じる蓋然性は低まった。ここから理解できるのは、まずコアビタシオンが生起する原因は優れて選挙サイクルと関係があるという点である。

一度コアビタシオンが生じた場合、大統領と首相は憲法上の規定に拘束されつつも、局面や政策、選挙までのタイムスパンによって現象面では「協調」と「対立」を繰り返すことを余儀なくされる。また学説的には、大統領制と議院内閣制の交代（M.Duverger）であると捉えられる。他方で執行府内の関係は「プディング」のように柔軟であり（V.Wright）、また「二元的な権威構造の振動」（G.Sartori）もある。

そこで本報告では、コアビタシオンの一般的パターンを抽出することを目的とはせず、まず概論的に上院の地位を含めたフランスの統治構造を一瞥した後、1）コアビタシオンを生じさせる構造的背景、2）過去のケースを通じたその運用のされ方の考察を行う。最終的にはサルトーリが指摘する、コアビタシオン下の「膠着回避の機構」がどのような要素から成り立っているのかを解明することを、目標としたい。

厳密には74-76年も（コアビタシオンではなく）分割政府の状態にあったものの、本報告では必要最低限の言及に留める。